はじめに

令和7年2月19日(水)に柏市にて開催を予定しておりました、浄化槽管理士に対する研修会ですが、会場の都合により予定していた日程での開催が困難なため日程の変更をすることとなりました。すでに日程を調整していた方は、大変申し訳ございません。変更日は以下の通りとなります。ご確認をお願いいたします。

変更前 ⇒ 令和7年2月19日(水)× 変更後 ⇒ 令和7年2月20日(木)○

----目次------

- 1.令和6年8月の活動報告
- 2.令和6年9月の行事予定
- 3.令和6年度講習会・研修会の日程
- 4.11 条BOD検査に関する規程の一部改訂
- 5.Coffee break

1.令和6年8月の活動報告

☆第5回公明党千葉県本部政策要望懇談会

開催日:8月5日(月)

場 所:公明党千葉県本部

出席者:伊藤公一理事長・小野武三専務理事 内 容:①浄化槽台帳の速やかな整備について

②法定検査の受検推進について

☆浄化槽管理士に対する研修会

(条例に基づく管理士の資格更新)

開催日:8月7日(水)

場 所:(一社)千葉県浄化槽協会3階

受講者:一般45名 独自4名

☆千葉県浄化槽関係者会議

開催日:8月9日(金)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター2階 出席者:千葉県環境生活部水質保全課浄化槽班

千葉市資源循環部収集業務課

船橋市環境部環境保全課

(公社)千葉県浄化槽検査センター

(一財)千葉県環境財団

(一社)千葉県環境保全センター

☆青年部会 役員会

開催日:8月24日(土)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター2階

参加者:10名

☆青年部会 研修会『会計セミナー』

開催日:8月24日(土)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター2階

受講者:13名

☆青年部会 暑気払い

開催日:8月24日(土)

場 所: PIER-01

参加者:13名

☆千葉県生活環境部水質保全課との打ち合わせ

開催日:8月27日(火)

出席者:伊藤公一理事長・小野武三専務理事

内容: 浄化槽法第49条による浄化槽台帳について

☆参議院議員 豊田俊郎先生秘書 来所

訪問日:8月27日(火)

☆浄化槽管理士に対する研修会

(条例に基づく管理士の資格更新)

開催日:8月30日(金)

場 所:鴨川市文化体育館2階会議室

受講者:一般52名

2.令和6年9月の行事予定

☆執行部会/理事会

開催日:9月4日(水)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター2階

☆理事長経験者の会

開催日:9月4日(水)

場 所:オークラ千葉ホテル

☆大嶋会計打合せ

開催日:9月10日(火)

場 所:(一社)千葉県環境保全センター

☆エコメッセ千葉出店説明会

開催日:9月10日(火)

場 所:幕張メッセ

☆研修委員会

開催日:9月19日(木)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター

千葉県環境保全センター役員室

☆法定検査受検促進委員会

開催日:9月24日(火)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター

千葉県環境保全センター役員室

☆第 234 回新風会コンペ

開催日:9月25日(水)

場 所:真名カントリークラブ

================

3.令和6年度講習会・研修会の日程

○嘱託採水員講習会

開催日: 令和6年11月13日(水)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター2階

受講料:5,500円(税込)

○浄化槽管理士に対する研修会

(条例に基づく管理士の資格更新)

開催日: 令和6年11月27日(水)

場 所:(一社)千葉県浄化槽協会3階

開催日: 令和7年2月20日(木)

場 所:さわやかちば県民プラザ(柏市)

※受付開始いたしました。

受講料:10,000円(税込)

お申込みはコチラから

https://x.gd/4lmo3

○貯水槽清掃作業従事者研修

開催日: 令和6年10月9日(水)

場 所:千葉市生涯学習センター

受講料:5,500円(税込)

○モアコンパクト型浄化槽に関する講習会

開催日:令和7年1月29日(水)

場 所:(一社)千葉県浄化槽協会

受講料:10,000円(税込)

※(公財)日本環境整備教育センター主催の 講習は(公財)日本環境整備教育センター HPにてご確認ください。

問い合わせ先: Tel 03-3635-4882

U R L: https://www.jeces.or.jp/

4.11 条BOD検査に関する規程の一部改訂

▽採水員の受講資格変更

「保守点検業者に属する浄化槽管理士であること」

▽採水の実施時期について

「原則として、浄化槽の清掃時期が 7~10 月の場合は

清掃後1カ月経過以降、その他の場合は清掃後2カ 月経過以降」

▽処理水の採取を、消毒後でも可能とする 作業の実態に合わせて消毒後の処理水も対象とする こととします。ただし、消毒後の処理水を採取した 場合は、分析機関にその旨を確実に伝えてください。

================

5.Coffee break 【法律の話……浄化槽法 (第二条定義)】

2回目の今回は浄化槽法第 2条の定義のお話を致します。法律や条令の多くは 1条に目的があり 2条に定義が記載されていることが多いです。いわゆる用語の説明です。専門家ならここを読み飛ばすことも出来ますが、初心者には重要であり、ここで挫けてしまうことも多々あります。浄化槽法第 2条(いくつか抜粋)を見ていきましょう。

第2条第1号『浄化槽』便所と連結して、し尿および生活排水・雑排水(略)を処理し、下水道以外に放流する設備。第2条第3号『浄化槽の保守点検』浄化槽の点検、各種機器の調整又はこれらに伴う修理をする作業のこと。第2条第4号『浄化槽の清掃』浄化槽内に発生した汚泥・スカムの引き出し、引き出し後の汚泥の調整、浄化槽内の機器類の洗浄、およびそれに伴う作業のこと保守点検と清掃についてはザックリ内容です。詳細については環境省関係浄化槽法施行規則に書かれています。

浄化槽法上、浄化槽の修理も保守点検に含まれます。 法律【大枠】 ⇔ 省令(施行規則)【細かい内容】 浄化槽法第4条7項8項に保守点検・清掃の技術 上の基準は環境省令で定めると書かれています。

最後に現在の浄化槽法上では「合併処理浄化槽」 のみを浄化槽と定義しています。

単独処理浄化槽については経過措置として「みなし浄化槽」と呼ばれています。

次回は法第 10 条浄化槽管理者の責務のお話を致します。

編集後記

先月は台風の発生がいくつかありましたが今月より、本格的なシーズンとなりそうです。保全センターでも災害に対する取り組みを考えていきますのでご理解とご協力、ご意見など宜しくお願いいたします。

一般社団法人千葉県環境保全センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1

Tel 043-245-4222 Fax 043-245-4223

E-mail: info@kankyohozen.com

H P: https://kankyohozen.com/
